

「理事」について

【定義】

市長、副市長の命を受け、連帯して行政の執行に当たるとともに、部長等の事務を掌理し、部相互の間の調整を図り、及び所属職員を指揮監督する。

職名を政策担当理事、生活福祉・働き方改革担当理事として以下の部を所掌する。

○政策担当理事

所管：総合政策部（総務課人事係の事務分掌を除く。）、産業経済部、建設部

○生活福祉・働き方改革担当理事

所管：市民生活部、健康福祉部、総合政策部（総務課人事係の事務分掌に限る。）

【理事職の順位】

○さくら市職員の職

- (1) 理事
- (2) 部長
- (3) 会計管理者

○市長の職務を代理する上席職員の順序

- 第1順位 政策担当理事
- 第2順位 生活福祉・働き方改革担当理事
- 第3順位 総合政策部長

【雇用】

一般職の特定任期付職員として知識経験や優れた識見を有する者を雇用しその職に当てた。

政策担当理事：君嶋福芳

生活福祉・働き方改革担当理事：佐藤佳子

【任期】

令和3年3月31日まで

【理事に関する議会の関与】

理事に任命する場合、議会に報告する。